

診療報酬(検体検査関連)についてのお知らせ

謹啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別なご愛顧を賜り厚くお礼申し上げます。

このたび厚生労働省保険局医療課長発通知(令和3年6月30日付.保医発0630第3号令和3年7月1日適用)により、下記の検査項目の保険請求が可能となりましたのでご案内申し上げます。

また、厚生労働省保険局医療課発事務連絡(令和3年6月7日付)により、「5月31日付.保医発0531第3号「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について」の訂正があり、追加収載された検査についてご案内申し上げます。

謹白

◎新たに保険収載された検査項目(令和3年7月1日適用)

項目名	保険点数	区分
sFlt-1/PIGF比	340点	区分番号「D008」 内分泌学的検査 (生化学的検査(Ⅱ))

ア 血清を検体とし、ECLIA法により可溶性fms様チロシンキナーゼ1(sFlt-1)及び胎盤増殖因子(PIGF)を測定し、sFlt-1/PIGF比を算出した場合は、340点を算定する。

イ 本検査は、妊娠18週から36週未満の妊娠高血圧腎症が疑われる妊婦であって、以下のリスク因子のうちいずれか1つを有するものに対して実施した場合に、原則として一連の妊娠につき1回に限り算定できる。なお、リスク因子を2つ以上有する場合は、原則として当該点数は算定できない。

(イ) 収縮期血圧が130mmHg以上又は拡張期血圧80mmHg以上

(ロ) 蛋白尿

(ハ) 妊娠高血圧腎症を疑う臨床症状又は検査所見

(ニ) 子宮内胎児発育遅延

(ホ) 子宮内胎児発育遅延を疑う検査所見

ウ 本検査を算定する場合は、イのリスク因子のいずれに該当するかを診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。また、イの(ハ)又は(ホ)に該当する場合は、その医学的根拠を併せて記載すること。なお、医学的な必要性から、リスク因子を2つ以上有する妊婦において算定する場合、又は一連の妊娠につき2回以上算定する場合は、その詳細な理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

エ 本検査を算定する場合は、本区分「D008」の「注」に定める規定は適用しない。

●近日受託開始予定

詳細は弊社Information No.2021-24でお知らせいたします。

裏面に続きます

項目名	保険点数	区分
赤痢アメーバ抗原定性	223点	区分番号「D012」 感染症免疫学的検査 (免疫学的検査)

腸管アメーバ症の症状を呈する患者に対して、アメーバ赤痢の診断を目的として、酵素免疫測定法(定性)により糞便中の赤痢アメーバ抗原を測定した場合は、本区分の「42」223点を算定する。

●弊社受託検討中

◎新たに保険収載された検査項目(6月1日付収載の追加)

項目名	保険点数	区分
FGFR2融合遺伝子検査	5,000点	区分番号「D004-2」 悪性腫瘍遺伝子検査 (遺伝子関連・染色体検査)

「1」の「口」処理が複雑なものとは、次に掲げる遺伝子検査のことをいい、使用目的又は効果として、医薬品の適応を判定するための補助等に用いるものとして薬事承認又は認証を得ている体外診断用医薬品又は医療機器を用いて、次世代シーケンシング等により行う場合に算定できる。なお、～(略)

- ア 肺癌におけるBRAF遺伝子検査
- イ 悪性黒色腫におけるBRAF遺伝子検査(リアルタイムPCR法)
- ウ 固形癌におけるNTRK融合遺伝子検査
- エ 胆道癌におけるFGFR2融合遺伝子検査

●弊社受託未定

下線の検査が追加されました。